

郡山市制施行100周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市制施行100周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ（以下「ロゴマーク等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等)

第2条 ロゴマークは別図のとおりとする。

2 キャッチフレーズは、 ひらけ 未来へ こおりやま とする。

(申請)

第3条 ロゴマーク等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を明記した申請書を市長に提出し、承認（以下「使用承認」という。）を受けなければならない。

(1) 使用目的

(2) 使用内容

(3) 使用期間

(4) 有償の場合は、その金額

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 市内の公立の教育機関が教育の目的で使用するとき。

(2) 報道機関が郡山市の広報の目的で使用するとき。

(3) 郡山市制施行100周年記念事業取扱要綱（令和5年6月14日制定）第5条の規定による承認を受けた事業で使用するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。

(承認)

第4条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、申請の内容を審査の上、その可否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、使用承認に条件を付することができる。

(使用承認の基準)

第5条 使用承認は、使用期間が令和5年7月1日から令和6年12月31日までの間のもので、郡山市制施行100周年記念事業実施方針に合致する場合に行う。ただし、次のいずれかに該当するときは、使用承認を行わないものとする。

(1) 市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜するおそれのあるとき。

(2) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

- (3) 特定の個人、政治団体若しくは宗教団体を支援又は反対することを目的とするおそれのあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠又は著作物に相当するものとして、独占的に使用するおそれがあるとき。
- (5) 暴力団と関係があるもの又はそのおそれのあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(使用料)

第6条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(使用物品等確認)

第7条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ、使用承認に係る物品等（以下「使用物品等」という。）の完成品を市長に提示しなければならない。ただし、使用物品等の性質上、完成品を提示することが困難であると市長が認める場合は、イメージデータの提出等に代えることができる。

- 2 市長は、前項の規定により完成品等を確認した結果、使用が適正でないと認められる場合は、事業者に対して、是正を求めることができる。
- 3 使用者は、前項の規定による求めに応じ、速やかに是正しなければならない。
- 4 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(変更申請)

第8条 使用者は、使用承認を受けた内容を変更するときは、あらかじめ、次に掲げる事項を明記した使用内容変更承認申請書を市長に提出し、変更の承認を受けなければならない。

- (1) 変更する内容
- (2) 変更する理由
- (3) 変更による影響

- 2 市長は、前項の使用内容変更承認申請書を受理した場合には、第4条の規定を準用する。
- 3 使用者は、ロゴマーク等の使用を中止するときは、その理由を付して遅滞なく、市長に届け出なければならない。

(使用承認の取消等)

第9条 市長は、使用者が、次のいずれかに該当するときは、使用承認を取消し、又は使用物品等の使用を中止させることができる。

- (1) 使用承認又は変更の承認の際に付した条件に反したとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により使用承認又は変更の承認を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により使用承認を取消し、又は使用物品等の使用を中止させるときは、その理由を付して使用者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により使用承認を取り消され、又は使用物品等の使用を中止させられた者（以下「取消者等」という。）は、ロゴマーク等及び使用物品等を使用してはならない。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、取消者等に対し、使用物品等の回収を求めることができる。
- 5 第1項の規定による取消し若しくは中止又は前項の規定による使用物品等の回収に伴い発生する費用は、取消者等が負担しなければならない。
- 6 第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、当該行為により市に生じた損害を賠償しなければならない。

（庶務）

第10条 ロゴマーク等の使用に関する庶務は、政策開発部政策開発課において処理する。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別図（第2条関係）



郡山市100周年記念ロゴマーク（カラー）



郡山市100周年記念ロゴマーク（白黒）